

全日本大学女子硬式野球連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、全日本大学女子硬式野球連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(事務局)

第2条 連盟の事務局は、至学館大学内に置く。ただし、事務局設置大学は、理事会にて協議の上、決定する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 連盟は、大学女子硬式野球の普及と健全な発達を図り、心身の調和のとれた逞しい学生の育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、第3条に掲げる目的達成のため、以下の事業を行うものとする。

- (1) 全日本大学女子野球選手権大会及びその他の試合の開催
- (2) 女子硬式野球の指導者の育成
- (3) その他、目的達成に必要な事業

第3章 組織及び編成

(組織)

第5条 連盟は、学校教育法に基づく全国の大学において公認されている、女子硬式野球チームに所属している部員及び指導者をもって組織する。

(加盟及び脱退)

第6条 連盟に加盟を希望する大学は、必要書類をもって申請し、理事会の承認を得る。

- (1) 当該大学学長名の加盟申込書（別紙1）
- (2) 部長、監督、選手名簿（別紙2）
- (3) 脱退については書面にて届出を行い、理事会の承認を得る。

第4章 役員

(会長等役員)

第7条 連盟に次の役員等を置く。

- (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 理事長
 - (4) 副理事長
 - (5) 理事
 - (6) 事務局長
 - (7) 書記・会計 若干名
- 2 上記(3)の理事長については、(5)の内から1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。職務を解任するときも同様とする。
 - 3 理事長は、理事の内から理事会の議を経て副理事長1名を任命することができる。職務を解任するときも同様とする。
 - 4 理事会の議を経て本連盟に顧問を置くことができる。職務を解任するときも同様とする。

(会長の選任・解任)

第 8 条 会長の選任は、理事長から推挙された学識経験を有する加盟大学関係者を理事会で承認する。
解任も同様とする。

(副会長の選任・解任)

第 9 条 副会長の選任は、理事長から推挙された学識経験を有する加盟大学関係者を理事会で承認する。
解任も同様とする。

(理事の選任)

第 10 条 理事は、各加盟大学の野球部長又は監督等とし、原則各加盟大学 1 名とする。

(事務局長・会計の選任)

第 11 条 各加盟大学の職員で、理事会が指名した者とする。

(役員任期)

第 12 条 第 7 条に掲げる役員任期は 2 年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠の役員任期については、前任者の残任期間とする。

第 5 章 役員職務

(会長)

第 13 条 会長は連盟を代表し、連盟事務を統括する。

(副会長)

第 14 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等が生じた場合はその職務を代行する。

(理事長)

第 15 条 理事長は、理事会の会務を執行し、連盟運営を掌握する。

(副理事長)

第 16 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。

(理事)

第 17 条 理事は、理事会を組織し、本規約に定められた事項を審議決定する。

- (1) 役員選出に関する事項
- (2) 予算案及び決算案
- (3) 公式戦の日程及び試合運営に関する事項
- (4) 選手（部員）登録に関する事項
- (5) 連盟規約に関する事項
- (6) 事業計画等に関する事項
- (7) その他重要事項

(事務局長・書記・会計)

第 18 条 事務局長は、理事長を補佐し、連盟を掌る。

2 書記・会計は、連盟事務全般を掌る。

第 6 章 会議

(役員会)

第 19 条 役員会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長をもって構成し、必要に応じて開催するものとする。また、必要に応じて理事等の関係者の出席を認める。

- 2 役員会の成立は、構成役員過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 3 役員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長が議長となる。

(理事会)

第20条 理事会は、第7条(3)から(6)の役員・理事をもって構成し、必要に応じて開催する。また、必要に応じて関係者の出席を認めることもある。

- 2 理事会の成立は、全役員の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長が議長となる。

第7章 会計

(連盟の財源)

第21条 連盟の財源は、加盟校からの会費、寄付金等をもって構成する。

加盟費 初年度のみ 20,000円

年会費 登録費 3,000円

(会計年度)

第22条 連盟の会計年度は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 その他

(その他)

第23条 この規約に記載のない事項については、理事長に一任する。

(改廃)

第24条 この規約の改正又は、廃止については、理事会の議を経て決する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。(制定)

この規約は、令和2年4月1日から施行する。(会長の選任、副会長の選任の項の改正)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。(名称変更)

【事務局及び連盟設置場所】

愛知県大府市横根町名高山 55 至学館大学内

【令和 2 年度 役員名簿】

役職	氏名	所属	就任年度
会長	谷岡 郁子	至学館大学 学長	H27
副会長	野本 克夫	全国高等学校女子硬式野球連盟 監事	R2
理事長	濱本 光治	平成国際大学 監督	H27
副理事長	横井 光治	大阪体育大学 監督	R1※
事務局長	深澤 美和	至学館大学 監督	H27
理事	新谷 博	尚美学園大学 監督	H27
	森 淳二	至学館大学 総監督	R1
	堀田 一彦	環太平洋大学 監督	H30
	坪内 瞳	日本大学国際関係学部 監督	H27
	灘本 雅一	桃山学院教育大学 監督	H27

※理事就任は H27